

料金徴収業務委託入札に関する質疑等について

(第1回更新)

質問①

道路公社が貸与する自動車について

回答①

各道路の特記仕様書中の施設等貸与調書に「乗用自動車」と表記してあるものについては、実際の貸与車両は「道路パトロール車」となります。

仕様書の表記は、契約時には訂正します。

(第2回更新)

質問②

「入札応募書類のうち、公募型指名競争入札参加申込書及び委任状以外の応募書類については、1部提出することにより、他の料金徴収業務委託への応募書類を提出したものとみなします。」(入札参加申込要領 10(6))という定めは、7件一括応募の場合に限らないものと解釈してよいか。

回答②

御質問のとおり、7件一括応募の場合に限定されず、例えば、2件の応募でも6件の応募でも同様の取扱いとなり、公募型指名競争入札参加申込書及び委任状以外の応募書類については、1部提出いただければ結構です。

(第3回更新)

質問③

静岡県内にある営業所等の認定基準で、「事務所の存する建物について、建物の種類を「店舗」、「事務所」のいずれかとして不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)に基づく建物の表示に関する登記がなされているものであること。」とされているが、例えば「住居兼貸店舗」等と記載されている場合は、基準を満たすこととなるか?

回答③

不動産登記規則第113条第2項に基づき、「店舗」若しくは「事務所」を含む二以上の用途により建物の種類を定め、登記されている建物を事務所として使用している場合も、基準を満たします。

(第4回更新)

質問④

様式第2号(料金徴収業務受託実績表)において、道路名を記入する必要がない場合、業務名・料金所名を記入し、通称の呼び名が明確でない場合、記入欄は記入する必要あるのか？

回答④

- ・申込要領6(4)④で、「道路名(契約が料金所単位の場合は料金所名)」とありますが、その場合「道路名」と「料金所名」を併記してください。
- ・「通称の呼び名」という言葉が、当公社の新掛塚橋(愛称「遠州大橋」)のような場合の「愛称」のことでしたら、様式第2号の「道路名」には愛称は記入不要です。

質問⑤

様式第5号(契約実績一覧表)において、料金収受以外の契約実績でよいか？
また、契約期間の書き方として、1年間・契約期間平成23年までなど具体的に記入するのか？契約書の契約期間を記入するのか？どれを記入するのか？

回答⑤

- ・料金収受以外の契約実績を記入するのか？
→御質問のとおりです。警備業務などの実績が該当します。
- ・契約期間
→契約書の契約期間を指します。表記については、申込要領6(4)⑬ウ(ウ)を参考に、記入願います。
なお、年は和暦で記入ください。

(第5回更新)

質問⑥

申込要領5(6)④でいう静岡県内の支店又は営業所は、商業登記簿上にいわゆる支配人登記がなされているものである必要があるか。

回答⑥

今回入札においては、商業登記簿への「支配人登記」については必要条件とはしておりませんので、登記簿への登記がない支店等でも参加いただけます。

質問⑦

申込要領 6 (4) ② (ウ) でいう代表者の役職氏名の記入及び印鑑押印は、(支店等の代表者でなく) 本社・本店の代表者を指すものでよいか。

回答⑦

ご質問のとおり、申込者の役職氏名の記入及び印鑑押印につきましては、本社・本店代表者のことを指します。

(第 6 回更新)

質問⑧

当社は、支店分の法人事業税、法人市民税は静岡県に納付していますが、消費税は本店で納付しています。この場合の納税証明書の扱いはどうなるか？

回答⑧

法人事業税・法人市県民税については静岡県の財務事務所が発行するものを、消費税については本社・本店を所轄する税務署で発行したものを、提出ください。

質問⑨

ここ数か月の間に決算期が終了したばかりで、当該期の決算書が完成していない(当然に納税申告を行っていない)場合、さらにその前の 3 期分の財務諸表及び法人税申告書を提出することで足りるか？

回答⑨

直近期については、株主総会提出前のほぼ完全なものではなく、応募書類提出の段階における概算でかまいませんので、仮の財務諸表を作成し、「平成 23 年 11 月〇〇日現在の仮決算書である」旨を事業主が証明(記名押印)したうえで、応募書類として提出できるものとします。

この場合、決算書の完成並びに納税手続きの完了後、すみやかに正式な財務諸表及び納税申告書(写)を後日公社に提出することとします。

なお、仮決算と、確定した決算の内容が大幅に異なる場合には、入札参加者として指名した場合であっても当該指名を取り消し、「公募における応募資格条件を満たしていない者」として取り扱うことがあります。

質問⑩

入札の応募書類の提出期限後、入札までの間に、本店（又は契約締結権限を委任する支店等）の所在地が移転することとなっている場合には、新事務所の資料を加えて提出する必要があるか。または、移転後に追加で提出すればよいか。

回答⑩

厳密には、移転した時点において、追加提出いただくべき資料ではありますが、会社（事務所）の名称・所在地の変更が確定している場合には、あらかじめ応募書類に別紙として移転に係る資料を添付していただいても結構です。

資料は次に示す参考書式に準じて作成してください。

(参考書式)

平成 年 月 日

静岡県道路公社理事長 様

住所
商号又は名称
代表者名

入札参加申込書類に係る変更届

1 変更事項

(1) 申込者に係る事項

項目	変更前	変更後	変更日

(2) 委任を受けた支店等に係る事項

項目	変更前	変更後	変更日

※ 提出者名について

入札応募書類と同日に提出する場合は、「法人の代表者名」としてください。

入札応募書類後に追加で提出する場合には、契約締結権限の委任を行わない場合は「法人の代表者名」、委任を行う場合は「委任を受けた支店等の代表者名」としてください。

(第7回更新)

質問①

料金徴収業務受託実績表でいう過去5年分とは、平成23年度を含む5年分を指すのか？

回答①

ここで言う5年分は、平成22年以前の5年間を指します。

(第8回更新)

質問②

料金徴収業務受託実績表の契約期間については、契約実績一覧表と同様に「22.4～23.3」という表記でよいか？

回答②

添付いただく契約書に基づき契約期間の年月日を記入願います。